

所得減少による国民健康保険税の減免申請について(ご案内)

●所得減少による減免

失業(定年退職・自己都合退職を除く)、疾病などにより当該年の所得等が前年に比べて著しく減少した場合

減免要件：下記①～③すべてに該当する場合に対象となります。

①納税が著しく困難

②令和8年中(1月から12月)の所得等見込み額が令和7年中(1月から12月)の所得の10分の7以下に減少

*納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の合計所得

*令和8年中の所得等見込み額には、退職所得および雇用保険の基本手当を含む

③令和7年中(1月から12月)の所得が400万円以下

*納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の合計所得

●減免対象となる保険税

申請日以降に到来する納期にかかる所得割額が対象です。均等割額・18歳以上均等割額・平等割額は対象になりません。

●減免割合

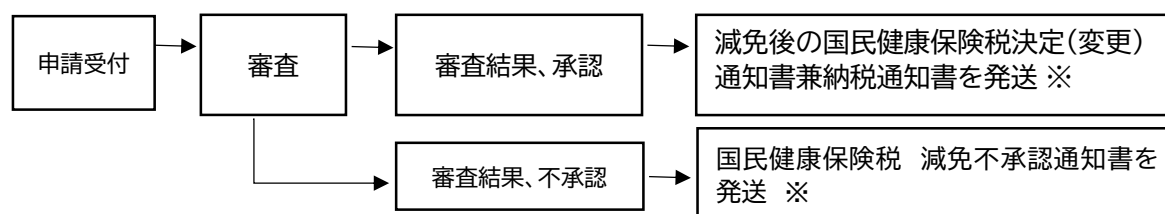
納税義務者(世帯主)および国保加入者全員の令和7年中の合計所得金額と、減少の程度に応じ、所得割額を「全額」～「8分の1」の割合で減免します。

●提出期限

令和9年3月31日(水)

郵送の場合は当日消印有効

●申請後のながれ



※ 審査結果の発送は申請受付の翌月中旬以降になります。

【確認事項】

●保険税の変更について

- 申請日以降に納期限が設定されている国保税から減免の対象となりますが、税額の変更は翌月以降に納期限が到来する税額で調整します。
- 減免後の国民健康保険税決定(変更)通知書が届くまでは、既にお持ちの納付書で納付をしてください。また、口座振替の場合は、既に決定している税額が引き落とされます。
- 既に納付済みの保険税が減免となった場合は、還付されます。
- 申請後、減免決定までに納期限が到来する税額について、期限経過後に未納である場合は督促状が発送されますので、ご了承ください。

●注意点

- 減免要件に当てはまらない場合や必要な書類に不足や不備がある場合は審査の結果、不承認となることがあります。
- 減免申請後に世帯の合併・分離・変更等により、世帯主が変わった場合や、国保へ追加加入した場合、国保の資格喪失後に再加入した場合は、再度、申請書等の提出が必要です。
- 申請内容及び提出書類により審査を行います。なお、審査に必要な場合は追加で書類を求めることがあります。

減免申請に必要な書類

- ①国民健康保険税減免申請書
- ②収入状況申告書（別紙２）
- ③所得減少の理由が確認できる書類（いずれも自己都合を除く）

所得減少の理由	所得減少の理由が確認できる書類
定年退職を除く失業 （倒産、解雇）	雇用保険被保険者離職票 雇用保険受給資格者証 雇用保険受給資格通知 退職証明書 解雇通知又は失業していることを証する書類
事業の休業	休業していることを証する休業証明書等
事業の廃業	税務署に提出した廃業届の写し等
事業の経営不振 （事業の休廃業ではないが 事業収入の減少）	経営の収支状況が確認できる書類 事業所得の帳簿（令和８年１月から申請日時点まで）
疾病、負傷による 離職・休職	<p>離職の場合：疾病・負傷により離職したことを証する書類 （雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、退職証明等） 医師の診断書 （雇用保険の受給期間延長通知書、傷病手当申請書の写しでも可）</p> <p>休職の場合：医師の診断書（雇用保険の受給期間延長通知書、傷病手当申請書の写しでも可）</p> <p>* 診断書は就労制限や継続的労働が困難な旨が記載されていること * 診断書作成に時間がかかる場合、事前にその他の必要書類を揃えたうえで減免の相談をしてください。</p>
妊娠、出産等による 離職・休職	<p>その旨が記載された退職証明 （または休職していることが分かる書類） 母子手帳など * 離職の日から引続き３０日以上就業できない旨の確認</p>
介護（看護）による 離職・休職	<p>その旨が記載された退職証明 （または休職していることが分かる書類） 対象者が日常的に介護（看護）を要する旨記載された診断書など （要介護者が入院中・施設入所中の場合は対象となりません。） * 離職の日から引続き３０日以上就業できない旨の確認</p>
離職までは至らないが、 会社都合による雇用調整 のため所得が激減した 場合	会社都合による雇用調整（就労制限）が分かる書類 （雇用契約書等）

④納税義務者（世帯主）および国保加入者全員分の令和8年1月から申請日時点までの全ての収入等が確認できる書類の写し

*④については、収入の種類によって必要な書類が異なります。

*書類は全て写しで対応可能です。

収入の種類	必要な書類
給与収入	給与明細書 (給与収入が同額であっても、毎月の給与明細書が必要です) (支給月が1月～12月の給与明細書が必要です) 退職した場合は、毎月の給与明細書を源泉徴収票に代えて対応可能です。 勤務先による給与証明書
退職所得	退職所得の源泉徴収票
雇用保険の基本手当	雇用保険受給資格者証
事業所得・不動産所得・山林所得	事業所得などの帳簿
年金収入	年金振込通知書
その他の収入	収入と必要経費が確認できる書類

*令和8年中(1月から12月)の所得には、退職所得および雇用保険(基本手当)の受給額を含んで判定します。

●減免申請を郵送する際の送付先・問い合わせ先

【送付先】

870-8504
大分市荷揚町2番31号
大分市役所市民部 国保年金課 賦課・資格担当班 行

【問い合わせ先】

賦課・資格担当班：TEL097-537-5736（直通）